

介護保険法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集
に対して寄せられた御意見について

令和 7 年 1 月 22 日
厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令案について、令和6年12月24日から令和7年1月6日まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
市町村の事務スケジュールやシステム対応・確認のスケジュールを勘案した改正に見えない。今後のシステムの標準化等の作業もある中、なぜこのようなスケジュールでの制度改正なのかご提示いただきたい。	今回の改正案における基準額の見直しについては、これまでの自治体からの要望等を踏まえた検討に一定の時間を要したところですが、自治体の実務に影響が生じないように、できる限り早期にスケジュールをお示しするため、公布予定時期の調整を行ったところではあります。 また、改正内容については、第116回社会保障審議会介護保険部会等においてもお示ししているところではあります。 何卒御理解いただきますようお願いいたします。
65歳以上の介護保険料に関しても、生活保護の支給額や最低賃金に照らし合わせて適宜見直すことが国民の納得を得られるのではないかと。	今後に向けた御意見として承りました。

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。